精神障害者の福祉制度

令和７年４月作成

目　　次

1.	精神障害者の福祉	P. 2
2.	精神障害者保健福祉手帳の交付	P. 2
3.	タクシー料金の助成	P. 2
4.	バス優待乗車証（障害）の交付	P. 2
5.	渡船料金の助成	P. 3
6.	民間・公営バス料金の割引	P. 3
7.	国内航空運賃割引	P. 3
8.	ＪＲ等の割引	P. 3
9.	錦川清流線割引制度	P. 4
10.	ＮＨＫテレビ放送受信料の減免	P. 4
11.	携帯電話料金の割引	P. 4
12.	施設使用料の割引	P. 4
13.	重度心身障害者医療費の助成	P. 5
14.	特別障害者手当の支給	P. 5
15.	障害児福祉手当の支給	P. 5
16.	特別児童扶養手当の支給	P. 5
17.	障害年金の支給	P. 6
18.	山口県心身障害者扶養共済制度	P. 6
19.	所得税及び住民税の控除	P. 7
20.	自動車税種別割・軽自動車税種別割等の減免	P. 7
21.	あいあいサークル	P. 7
22.	ことば・きこえの教室	P. 8
23.	駐車禁止規制の適用除外	P. 8
24.	やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度	P. 8
25.	ヘルプマーク・ヘルプカード	P. 8
26.	あんしん情報カプセル	P. 9
27.	その他の制度	P. 9

お問合せ先		
担当課	電話番号	ＦＡＸ
本庁障害者支援課	２９－２５２２	２２－２８１４
由宇総合支所	６３－１１１３	６３－３４２７
玖珂支所	８２－２５１１	８２－６１３９
周東総合支所	８４－１１１２	８４－７７１１
美和総合支所	９６－１１１３	９６－１７１２
錦総合支所	７２－２１１２	７２－２１２０
美川支所	７６－０３１１	７６－０８６３
本郷支所	７５－２５８２	７５－２３６６

精神障害者保健福祉手帳について

１．精神障害者の福祉

精神障害者は、精神に障害をもっていることにより、日常生活や社会生活に制限を受けており、他人から支援や長期的な治療を必要とする方もおられます。また、精神障害については誤解や偏見もあり、精神障害者に対する社会の理解と、積極的な福祉対策が望まれています。

2．精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者（児）の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし、一定の精神障害の状態にある方に対して交付され、各方面の協力により各種の支援施策が講じられます。

精神障害者保健福祉手帳には１級（重度）から３級（軽度）までの等級があり、手帳の有効期限は２年間です（更新制）。手帳の交付を受けるには申請が必要です。

交通機関利用の助成

３．タクシー料金の助成

市内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方か、精神障害を支給事由とする障害年金１級に該当する方がタクシーを利用する場合福祉タクシー利用券を交付し、料金の一部を助成します。制度を受けるには申請が必要です。

〇有効期限：毎年　4 月 1 日～3 月 31 日（年度毎）
〇更新：毎年 4 月 1 日までに住民票上の住所へ郵送
（住民票上の住所以外の住所へ送付をご希望される方、窓口での交付を希望される方は申し出下さい）
〇利用可能枚数：１乗車につき最大で６枚まで（発生料金分以上の枚数の利用は不可）
〇助成額：500 円　年間交付枚数：48 枚（1 ヶ月 4 枚）

４．バス優待乗車証（障害）の交付（１級のみ）

市内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳１級に該当する方か、精神障害を支給事由とする障害年金１級に該当する方に対し、防長バスおよびいわくにバス株式会社が運行するバス（高速バスは不可）の無料乗車証を交付しています。障害者本人と介護者１名分の運賃が無料になります。交付を受けるには申請が必要です。

※介護者は、バスの係員が介護の能力を有すると認めるものであって、乗車区間が手帳所持者と同一でなければなりません。

※介護者と同乗される場合は、同乗者が介護者である旨をバスの係員に申し出ください。

５．渡船料金の助成

柱島地区に住所を有する精神障害者保健福祉手帳に該当する方か、精神障害を支給事由とする障害年金１級に該当する方に対し、柱島渡船利用券（片道分年９６枚）を交付します。（なお、精神障害者保健福祉手帳１級に該当する方は介護者１人分までの運賃も無料になります。）

制度を受けるには申請が必要です。

交通機関・事業所関係の割引制度

６．　民間・公営バス料金の割引

バスに乗車した際、運賃が割引されます。割引等の詳細は、バス会社によって異なりますので、各バス会社にお問い合わせください。

※いわくにバスと防長交通の場合

１級・・・手帳所持者と介護人の片道運賃が５割引

2.3 級・・・手帳所持者のみの片道運賃が５割引

７．　国内航空運賃割引

国内の定期航空路線の全区間で、満１２歳以上の場合、本人と介護者 1 名に対し、それぞれ運賃が割引されます。割引等の詳細は各航空会社支店営業所及び指定代理店窓口へお問い合わせください。

８．　ＪＲ等の割引

顔写真が貼付されている、有効期限内の手帳を所持されている方で第１種又は第２種の表記がある方が対象です。

※表記がない場合は、障害者支援課又は各総合支所・支所で追記ができます。

【第１種】

ＪＲ等に乗車船する場合、距離が 101 キロ以上のとき、乗車券が 50%割引になります。介護者が同行する場合は、キロ数にかかわらず本人・介護者とも乗車券が 50%割引になります。

【第２種】

ＪＲ等に乗車船する場合、距離が 101 キロ以上のとき、本人のみ乗車券が 50%割引になります。

・12 歳未満の第 2 種精神障害者の介護者が同行する場合は、定期乗車券 50%割引になります。

※第 1 種・第 2 種とも特別急行券の割引はありません。

〔問い合わせ先〕　　ＪＲ西日本お客様センター　（TEL　０５７０－００－２４８６）

９． 錦川清流線割引制度

【第１種】

錦川清流線に乗車する場合、本人及び介護人の運賃について５割引になります。（距離制限はありません。）割引対象となる乗車区間は岩国～錦町です。ただし、本人が１人で利用する場合は、第２種精神障害者と同じ扱いになります。

【第２種】

錦川清流線に乗車する場合、本人の運賃について５割引になります。（距離制限はありません。） 割引対象となる乗車区間は川西～錦町です。

〔問い合わせ先〕　　錦川鉄道株式会社　（TEL　７２－２００２）

その他の割引・減免制度

１０． ＮＨＫテレビ放送受信料の減免

精神障害者保健福祉手帳を所持し、下記に該当する場合、放送受信料が減免になります。減免を受けるには申請が必要です。

《　全額免除　》

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者が世帯構成員であり、世帯全員の市民税が非課税の場合

《　半額免除　》

○ 精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受け、住民基本台帳での世帯主であり、なおかつＮＨＫの受信契約者である場合

〔申請窓口は岩国市障害者支援課障害者福祉班（TEL２９－２５２２　FAX２２－２８１４）〕

※山口県外で減免を受けられていた方は、新たに申請が必要となります。

〔減免制度内容・契約内容変更についての問い合わせ先

ＮＨＫ視聴者コールセンター　（ＴＥＬ０５７０－０７７－０７７）

ＮＨＫ山口放送局　（ＴＥＬ０８３－９２１－３７１１）〕

１１． 携帯電話料金の割引

精神障害者保健福祉手帳を所持している方（障害の程度は問いません）が携帯電話の加入契約を行っている場合、基本使用料が割引されます。サービスを受けるには申請が必要です。

〔相談及び申請窓口は加入携帯電話各社〕

１２． 施設使用料の割引

公立施設や民間施設（美術館、博物館、体育館、スポーツ文化センターなど）の使用料の減免が受けられるところがあります。各施設で確認してください。

医療費の助成

１３．　重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者の健康保持、医療費の経済負担の軽減を図ることにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。制度を受けるには申請が必要です。

〔対　象〕　下記の年金や手当を受給している者か、手帳を取得している者

○　障害年金　　１級　　○　特別児童扶養手当　　１級

○　身体障害者手帳　　１級～３級　○　精神障害者保健福祉手帳　１級

○　療育手帳　　A

ただし、本人の所得が一定を超える場合や他制度により医療費の助成を受けることができる場合は、対象になりません。

各種の手当制度

１４．　特別障害者手当の支給

障害の状態が重く（原則として重度障害が重複している人)、日常生活において常時、特別の介護を必要とする満２０歳以上の在宅障害者に対して、月額２９，５９０円支給します。但し、所得が一定を超える場合は支給が制限されます。支給を受けるには申請が必要です。

１５．　障害児福祉手当の支給

重度の障害を有する２０歳未満の在宅の障害児に対して、月額１６，１００円支給します。但し、所得が一定を超える場合は支給が制限されます。支給を受けるには申請が必要です。

１６．　特別児童扶養手当の支給

障害を有する２０歳未満の在宅の障害児を監護する父もしくは母、又は父母に代って障害児を養育（障害児と同居し、これを監護し、その生計を維持することをいう。）している方に月額５６，８００円（重度障害)、月額３７，８３０円（中等度障害）支給されます。但し、所得が一定を超える場合は支給が制限されます。支給を受けるには申請が必要です。

年金制度・共済制度

１７． 障害年金の支給

年金に加入している間に病気やけがの初診があるとき（過去に被保険者であった人で、６０歳以上６５歳未満の人が日本国内に住んでいる間に初診があるときを含む）障害の程度が一定基準の状態にあり、一定の保険料給付要件を満たしている場合に支給されます。

２０歳前（国民年金に加入する前）に病気やけがの初診がある場合も、障害基礎年金が支給されます。障害年金の支給を受けるには申請が必要です。

〔相談及び申請窓口は保険年金課国民年金班（TEL２９－５０８６　　FAX２２－２８１４)〕

〔初診が厚生年金加入中の場合は、岩国年金事務所（TEL２４－２２２２　　FAX２９－２２４２)〕

１８． 山口県心身障害者扶養共済制度

自分の力だけでは生活していけない心身障害者の保護者に万一のことがあった場合、残された障害者に年金を支給して生活の安定を図るとともに、保護者の不安が少しでも軽くなるようにと発足した共済制度です。制度を受けるには申請が必要です。

〔年　金　額〕　２４０，０００円（月額１口につき２０，０００円）

〔加入資格〕　下記の１から３までの障害者を扶養している保護者のうち、年齢や健康状態等、一定の加入要件を満たしている方

１．知的障害者　　２．身体障害者手帳　１級、２級、３級所持者

３．精神又は身体に永続的な障害のある１又は２と同等以上の障害者

〔掛　　金〕　加入時の年齢によって９，３００円から２３，３００円までの７階層に区分されています。

なお、生活保護世帯や市民税非課税世帯は掛金の減免制度があります。

〔加　入　数〕　１人２口までの加入が可能です。

〔弔　慰　金〕　加入者より障害者が先に死亡した場合に支給されます。

〈リーフレット〉　　〈案内の手引き〉

税金の控除・減免

１９．　所得税及び住民税の控除

精神障害者保健福祉手帳を所持している方、あるいは控除対象配偶者や扶養親族が精神障害者保健福祉手帳を所持している場合、申告等により税金の控除（所得控除）が受けられます。

○精神障害者保健福祉手帳１級所持者（特別障害者控除）

○精神障害者保健福祉手帳２級～3 級所持者（障害者控除）

精神障害者保健福祉手帳の交付年月日により特別障害者及び障害者控除の適用される年分が異なりますので、手続きなどについては下記の相談窓口へお問い合わせください

〔所得税の控除についての相談窓口は岩国税務署（TEL２２－０１１１）〕

〔住民税の控除についての相談窓口は課税課市民税班（TEL２９－５０５４）〕

２０．　自動車税種別割・軽自動車税種別割・自動車税環境性能割（県税）・軽自動車税環境性能割（市税）の減免（１級のみ）

○対象者　精神障害者保健福祉手帳の１級を所持している方

【対象となる自動車】

・身体障害者・重度障害者本人又は生計を一にするものが、所有・運転し、専ら当該障害者のために使用される自動車

・障害者のみの世帯の障害者を常時介護するものが運転し、当該障害者本人又は生計を一にする者が所有する自動車

※減免を受けるには申請が必要です。

※自動車税環境性能割（県税）・軽自動車税環境性能割（市税）の減免については、車の購入時に販売店等でご確認ください。

※減免の対象となる期間等については、下記の各窓口にお問合せください。

〔自動車税種別割の減免についての相談窓口は岩国県税事務所（TEL２９－１５０２）〕

〔軽自動車税種別割の減免についての相談窓口は市課税課税制班（TEL２９－５０５３）〕

その他

２１．　あいあいサークル

在宅の心身障害児とその保護者を対象に、日常生活訓練、機能訓練その他の療育訓練をおこなっています。

○実施場所　サンシャイン岩国（実施日　毎週木曜日）

【問い合わせ先】　児童発達支援センター　サンキッズ岩国（TEL：２８－５０００）

２２．　ことば・きこえの教室

話しことば等が気になる小学校入学前の幼児に対し、一人ひとりの持つ能力を可能な限り伸ばして集団・社会生活の適応を図るため、麻里布小学校において専門の指導員を配置し実施しています。

玖珂小学校と由宇小学校に分室があります。

〔相談窓口は麻里布小学校（TEL２１－７２２２　FAX２２－３２４２)〕

２３．駐車禁止規制の適用除外

精神障害者保健福祉手帳の１級を所持している方を介添する方の使用する車両が公安委員会の許可を受けると、駐車禁止場所でも、他の交通の妨げにならない限り駐車できるようになります。適用を受けるには申請が必要です。

〔相談及び申請窓口は岩国警察署（TEL２４－０１１０)〕

２４．やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

公共施設や店舗などに設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方などで歩行や乗降が困難な方に、山口県が、県内共通の利用証を交付して、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度です。

利用証を提示することで、県に登録された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用することができます。利用証の交付を受けるには、申請が必要です。

●精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の等級が１級の方

※ その他、難病患者、ケガ人、妊産婦、診断書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方に利用証を交付できる場合があります。

２５．　ヘルプマーク・ヘルプカード

岩国市障害者支援課、各総合支所・支所にて配布しています。

・ヘルプマーク

かばん等に装着したり、身につけることで、外出先で周囲に援助や配慮を必要としていること知らせることができます。

・ヘルプカード

氏名や連絡先、必要な配慮等を書き込むことができるようにしてあり、まわりの人に配慮等を求めたい場面で提示し、必要な配慮や援助の内容を相手に知らせることができます。

２６．あんしん情報カプセル

カプセルの中に緊急連絡先などの情報を記入した用紙を入れて、自宅にある冷蔵庫で保管しておくことで、迅速な救急活動に役立ちます。

※ 災害時や急病になった時、本人に代わって必要な情報を伝えてくれるものです。
すでにあんしん情報カプセルをお持ちの方で、内容に変更があった場合は、その都度情報を更新してください。

〔対　象〕　身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を取得している方
難病をお持ちの方
〔申請窓口は障害者支援課・高齢者支援課・各総合支所・支所・出張所〕

２７．その他の制度

○相続税の控除

〔相談窓口は岩国税務署（TEL２２－０１１１）〕

○生活福祉資金の貸付

〔相談窓口は岩国市社会福祉協議会（TEL２２－５８７７　FAX２２－２８１５）〕

○障害者等のマル優制度（非課税貯蓄）

〔相談窓口は金融機関・証券会社〕